

## 生駒市規則第24号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

### 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和32年7月生駒市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の10第1項第3号中「であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第4条の12第2項において「派遣等となった場合」という。）」に改める。

第4条の12第2項中「休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、停職にされ、派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、又は公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は」を「派遣等となった場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料等の支給に関する規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。